

次期くるめ子どもの笑顔プラン策定方針（案）

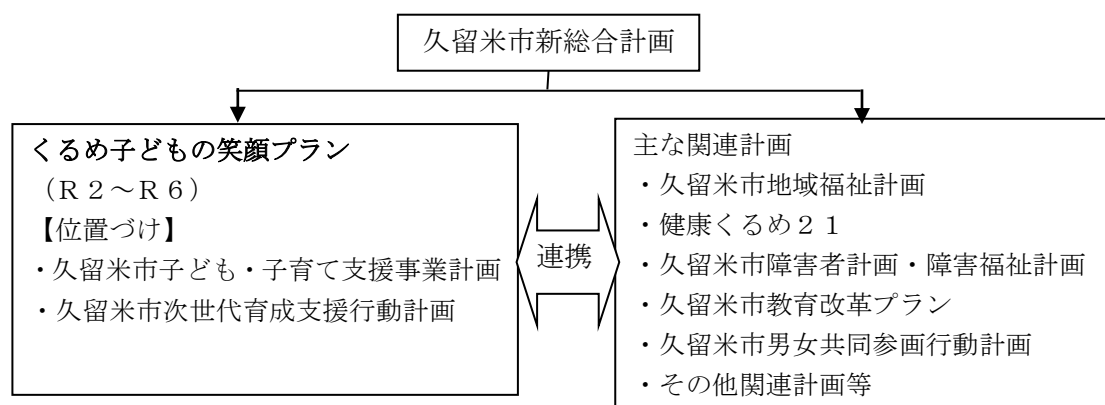
子ども・子育て支援法に基づき、平成26年度に久留米市子ども・子育て支援事業計画として「くるめ子どもの笑顔プラン（H27～H31）」を策定し、総合的な子育て支援施策の展開を推進してきた。

現計画の検証等を踏まえ、令和2年度からの次期計画の策定にあたって、基本的な事項を定める。

1 計画の位置づけ・期間

(1) 計画の位置づけ

- ・久留米市新総合計画に即した子ども・子育て分野の基本的な計画であり、関連計画との整合・連携を図る
- ・子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を一部含む



(2) 計画期間

子ども・子育て支援法に基づき5年を1期とし、令和2年度から令和6年度までとする。

2 計画策定の基本姿勢

- 現計画の検証を踏まえた実効性のある計画を策定する。
- 国が示す「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」等に基づきながら、本市の実情を踏まえて策定する。
- 市民や関係団体等の意見を踏まえて策定する。

3 現計画の検証における課題

(1) 子ども・子育て支援ニーズの多様化への対応

- ・社会環境の変化により多様化する子ども・子育て支援ニーズを的確にとらえ、対応策を進めるには、基本的な目標や施策の方向を明確にする必要がある。

(2) 教育・保育提供区域の検討の必要性がある

- ・教育・保育提供区域は、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める」とされている
- ・現在の区域がこの条件を踏まえたものとなっているか、現計画の検証を踏まえたうえで検討する必要がある

4 計画の見直し項目

(1) 基本目標・施策の方向を明示する

- ・市の子ども・子育て支援の課題認識に即した基本目標、施策の方向を明確に示し、施策の体系を整理する。
- ・ニーズへの対応において、必要に応じ、国の基本方針の必須項目に掲げられている事業だけでなく、施策を推進するために必要な事業を記載する。

(2) 教育・保育提供区域

- ・現計画の検証を踏まえ、見直しの検討を行う。

5 策定体制

(1) 子ども・子育て会議

- ・久留米市子ども・子育て会議条例に基づき、子ども・子育て会議に諮問し、答申を受ける。

(2) 庁内体制

- ①子ども・子育て支援事業計画推進委員会：副市長を委員長とする部長級会議
- ②子ども・子育て支援事業計画推進調整会議：子ども未来部次長を委員長とする課長級会議

6 市民意見の聴取

計画策定にあたって市民や関係団体等の意見を聴取するため、以下の取り組みを行う。

- ・関係団体等へのヒアリング（グループインタビューなど）
- ・パブリックコメント